

国内における遺伝子関連検査の実施状況 (遺伝子関連検査の実施状況等に関するアンケート調査)

調査結果速報

2016年3月11日

ゲノム医療推進に向けた試験的運用・調査

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

※本資料は日本医療研究開発機構からの委託を受け（株）三菱総合研究所が作成したものです。

※本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定であるため、取扱いに注意してください。

1. 調査の背景	2
2. 調査の概要	3
3. 「遺伝学的検査」「体細胞遺伝子検査・病原体遺伝子検査」の実施状況について	5
4. 遺伝学的検査時の遺伝カウンセリングの実施状況について	10

1. 調査の背景

取扱注意

- 「ゲノム医療実現推進協議会 中間とりまとめ」において、ゲノム医療の実現に向けて求められる取組として以下が示されている。

「ゲノム医療実現推進協議会 中間とりまとめ」
うち「求められる今後の取組に関する論点整理」における項目【抜粋】

＜医療に用いることのできる信頼性と質の確保された試料・情報の獲得・管理＞

- ◆ 医療に用いる各種オミックス検査の、国内における品質・精度の確保
 - 国内における品質・精度管理の基準設定（CLIA、CAP、ISO 等）等の必要性に関する検討及び LDT に関する検討
- ◆ ゲノム情報等を用いた医療の実用化に向けた体制等の構築
 - ゲノム医療に係る高い専門性を有する機関の整備（求められる機能、整備方法等を検討）
 - 医療従事者（開業医、一般臨床医含む）に対する教育、啓発
 - 各種オミックス検査の実施機関（医療機関又は衛生検査所等）の確保
 - 各種オミックス情報の臨床的な解釈（系統だったアノテーション）
 - 遺伝カウンセリング体制の整備、偶発的所見等への対応に関する検討（後略）

出所) ゲノム医療実現推進協議会 中間とりまとめ (平成 27 年 7 月)

- 「医療に用いる各種オミックス検査の、国内における品質・精度の確保」「ゲノム情報等を用いた医療の実用化に向けた体制等の構築の検討」のための基礎情報収集を目的として、国内における遺伝子関連検査等の実態や課題についてのアンケート調査を実施した。

2. 調査の概要

取扱注意

【調査の目的】

■ 本調査では、

- 「遺伝子関連検査の品質・精度の確保」
- 「遺伝カウンセリング体制等の整備」

の検討のための基礎情報収集を目的として、国内における遺伝子関連検査等の実態や課題についてのアンケート調査を実施した。

【調査時期】

■ 2015年12月末～2016年2月上旬

■ 本資料は2016年1月29日までの結果であり、現在継続して集計中

【調査対象及び回答状況】

■ 1月29日時点で病院と衛生検査所の合計回答率は5割程度である。

- 診療所は合計200施設から回答を得られるまでパネル調査を実施した。
- 病院から164施設（367施設中）、衛生検査所から100施設（174施設中）、診療所から200施設の回答を得た。
- 回答を得た病院の内訳は、特定機能病院（49/84施設）、がん診療連携拠点病院（特定機能病院を除く）（35/151施設）、一部の地域医療支援病院等の病院（18/129施設）、その他の病院（3施設）（以上「病院」計367）。

■ 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

2. 調査の概要

取扱注意

- 以下のA～Eの各調査項目に沿って調査を行った。
- 各調査項目に基づく調査対象は以下の通りである。病院に対しては、以下で注記がない限り部署・診療科単位での回答をお願いした。

※本調査では、遺伝学的検査、体細胞遺伝子検査及び病原体遺伝子検査を「遺伝子関連検査」と定義している。

	調査対象	病院	診療所	衛生検査所
再掲	A. 遺伝学的検査の実施状況について	○	○	○
	A'. 体細胞遺伝子検査・病原体遺伝子検査の実施状況について	○ (臨床検査部門、 中央検査室等)	○	○
今回報告	B. 遺伝学的検査の環境整備の状況について	○	○	○
	B'. 体細胞遺伝子検査・病原体遺伝子検査の環境整備の状況について	○ (臨床検査部門、 中央検査室等)	○ (一部省略項目 あり)	○
	C. 遺伝学的検査時の遺伝カウンセリングの実施状況について	○	○	-
	D. オミックス検査の実施状況について	○	○	○
	E. 次世代シーケンサーの利用状況等について	○	○ (Bに含まれる)	○

3. 「遺伝学的検査」「体細胞遺伝子検査・病原体遺伝子検査」の実施状況について

※「遺伝学的検査」：生殖細胞系列遺伝子検査ともいう。単一遺伝子疾患、多因子疾患、薬物等の効果・副作用・代謝、個人識別に関わる遺伝学的検査等、ゲノムおよびミトコンドリア内の原則的に生涯変化しない、その個体が生来的に保有する遺伝学的情報（生殖細胞系列の遺伝子解析より明らかにされる情報）を明らかにする検査。

※「体細胞遺伝子検査」：癌細胞特有の遺伝子の構造異常等を検出する遺伝子検査および遺伝子発現解析等、疾患病変部・組織に限局し、病状とともに変化し得る一時的な遺伝子情報を明らかにする検査。

※「病原体遺伝子検査」：ヒトに感染症を引き起こす外来性の病原体（ウイルス、細菌等微生物）の核酸（DNA あるいは RNA）を検出・解析する検査。

（出所：日本医学会「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」）

注）本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

3-1. 「遺伝学的検査」の実施の有無（種別）

取扱注意

病院 | 「遺伝学的検査」について実施している病院が一定数認められた。

- 単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査（80施設）となっている。

図表1 遺伝学的検査の実施施設数及び実施件数（種別）【病院】

実施検査項目	病院数(特定機能病院数)	機関内実施件数	外部委託実施件数
1. 単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査	80(47)	5,075	5,254
うち、家族性腫瘍の診断に関する遺伝学的検査	43(28)	216	782
うち、出生前診断に関する遺伝学的検査	16(13)	52	32
2. 先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査	68(41)	1,479	8,024
うち、出生前診断に関する染色体検査(無侵襲的出生前遺伝学的検査(NIPT)含む)	36(24)	191	5,433
3. 生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査	29(21)	732	991
うち、出生前診断に関する遺伝学的検査	2(1)	0	41
4. 薬剤応答性診断に関する生殖細胞系列の遺伝学的検査(抗がん剤等の薬剤に対する応答性や副作用予測に関する遺伝型(SNP等)を調べる遺伝学的検査)	68(32)	1,558	4,856
5. 生活習慣病等の疾患感受性(易罹患性)診断に関する遺伝学的検査(糖尿病、高血圧等、生活習慣病のリスク診断に用いられる遺伝型を調べる遺伝学的検査)	6(5)	117	158
6. 上記以外の個人の体質診断に関する遺伝学的検査等(肥満のリスクや、飲酒等に関連する遺伝型を調べる遺伝学的検査)	5(3)	2,800	309
7. 骨髄移植等における適合性やドナー/レシピエントを識別する遺伝学的検査	58(35)	4,164	2,574
8. 薬事法に従い実施される遺伝学的検査(治験や市販後臨床試験における遺伝学的検査)	12(6)	363	505
9. 親子鑑定(DNA鑑定)に関する遺伝学的検査	0(0)	0	0
10. その他の遺伝学的検査	28(17)	3,395	6,018

注) 本設問には可能な範囲での回答を依頼しているため、件数は推定値となっている可能性があることに留意する必要がある。

本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後、特定機能病院、がん診療連携拠点病院等の病院別の集計・分析を実施する予定である。

3-1. 「体細胞遺伝子検査・病原体遺伝子検査」の実施の有無（種別）

取扱注意

病院 | 「体細胞遺伝子検査」、「病原体遺伝子検査」のいずれについても実施している病院が一定数認められた。

- 実施施設数が最も多い遺伝子関連検査は「病原体遺伝子検査」（86施設）、次いで「白血病/リンパ腫及び固形腫瘍の診断に関する染色体検査」（82施設）、「白血病/リンパ腫及び固形腫瘍の診断に関する体細胞遺伝子検査」（80施設）となっている。

図表2 「体細胞遺伝子検査・病原体遺伝子検査」の実施施設数及び実施件数（種別）【病院】

実施検査項目	病院数(特定機能病院数)	機関内実施件数	外部委託実施件数
1. 白血病/リンパ腫及び固形腫瘍の診断に関する体細胞遺伝子検査	80(35)	19,175	24,620
2. 白血病/リンパ腫及び固形腫瘍の診断に関する染色体検査	82(35)	8,247	33,435
3. 体細胞を用いた網羅的遺伝子解析検査	9(5)	415	1,709
4. 薬剤応答性診断に関する腫瘍組織等を用いる体細胞遺伝子検査	57(20)	2,888	10,988
5. 病原体遺伝子検査	86(40)	260,007	149,684

注) 本設問には可能な範囲での回答を依頼しているため、件数は推定値となっている可能性があることに留意する必要がある。
本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後、特定機能病院、がん診療連携拠点病院等の病院別の集計・分析を実施する予定である。

3-2. 外部機関への委託の有無

取扱注意

病院 | 過半数の病院が委託を実施している。

- 衛生検査所への委託は75.4%、所外への委託は63.5%となっている。

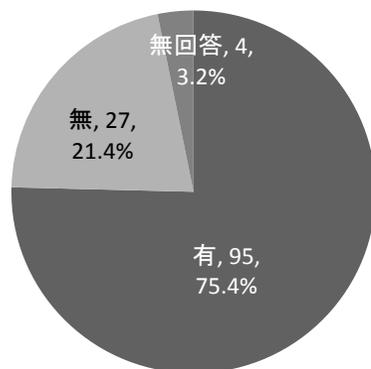
診療所 | 衛生検査所以外への委託が多い。

- 衛生検査所への委託は30.8%であるのに対し、所外への委託は42.3%となっている。

図表3 外部機関への委託の有無【病院】

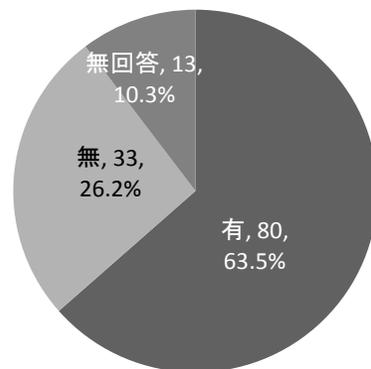
図表4 外部機関への委託の有無【診療所】

<衛生検査所への委託>



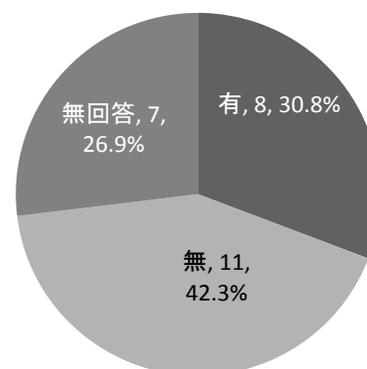
(n=126)

<衛生検査所以外への委託>



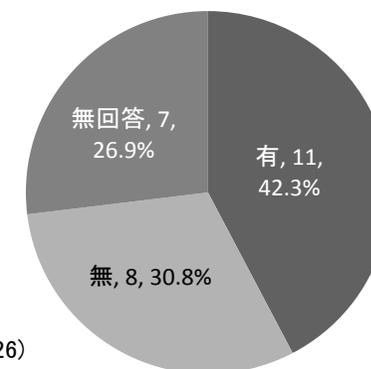
(n=126)

<衛生検査所への委託>



(n=26)

<衛生検査所以外への委託>



(n=26)

検査の種類	委託先施設数	主な委託検査名
遺伝学的検査	10	BRCA1、染色体検査（G分染法、FISH、サブテロミア解析）、mtDNA、α-ガラクトシダーゼ活性、UGT1A1、ジストロフィン遺伝子、難聴遺伝子解析、薬剤耐性、NIPT
病原体遺伝子・体細胞遺伝子検査	11	EGFR変異、KRAS変異、HER-2、HPV、HSV DNA、結核菌、WT1mRNA、ALK

検査の種類	委託先施設数	主な委託検査名
遺伝学的検査	52 (大学等)	網羅的遺伝子解析、プリオン遺伝子、ヌーナン症候群、てんかん遺伝子、先天奇形症候群、シャルコーマリートウス病、エクソーム解析、遺伝性神経疾患、リンチ症候群、Fabry病、CMT遺伝子
病原体遺伝子・体細胞遺伝子検査	9 (大学等)	HCVリアルタイムPCR、EGFR、HER2、KRASminor、NRAS、サイトメガロウイルスDNA

委託先施設数	主な委託検査名
8	HCV-RNA、HBV-DNA、KRAS、マイコプラズマ遺伝子、肝炎ウイルス、NIPT

委託先施設数	主な委託検査名
2	SNP、FISH、CGH

注) 「衛生検査所」：臨床検査に関する法律で定められた施設基準や検査体制を満たし、各都道府県知事に衛生検査所としての登録を認められた検査施設。人体から排出され、又は採取された検体について微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査を業として行う。

注) 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

3-2. 外部機関への委託の有無

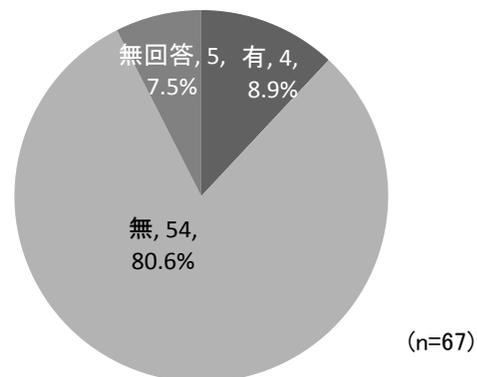
取扱注意

衛生検査所 | 海外機関に比べ、国内機関への再外注が多い。

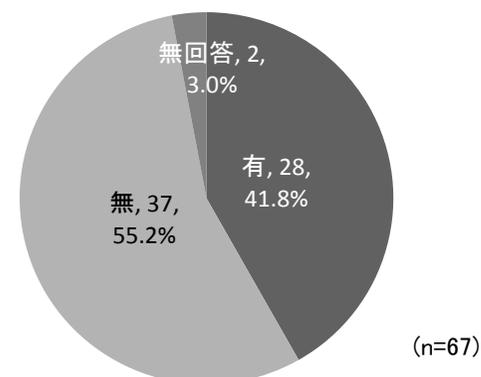
- 衛生検査所の41.8%が国内の外部機関に再外注している。

図表6 外部機関への委託の有無【衛生検査所】

<海外機関への再外注>



<国内機関への再外注>



委託先施設数	主な委託検査名
5	羊水染色体、NIPT、MELAS、MERRF、NARP ミトコンドリアDNA Evaluation

委託先施設数	主な委託検査名
11	HBV/PCR、HSV/PCR、CMV/PCR、EGFR、ALK、KRAS、Gバンド先天性異常、クラミジア・淋菌、マイコプラズマ核酸、NIPT

注) 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

4. 遺伝学的検査時の遺伝カウンセリングの実施状況について

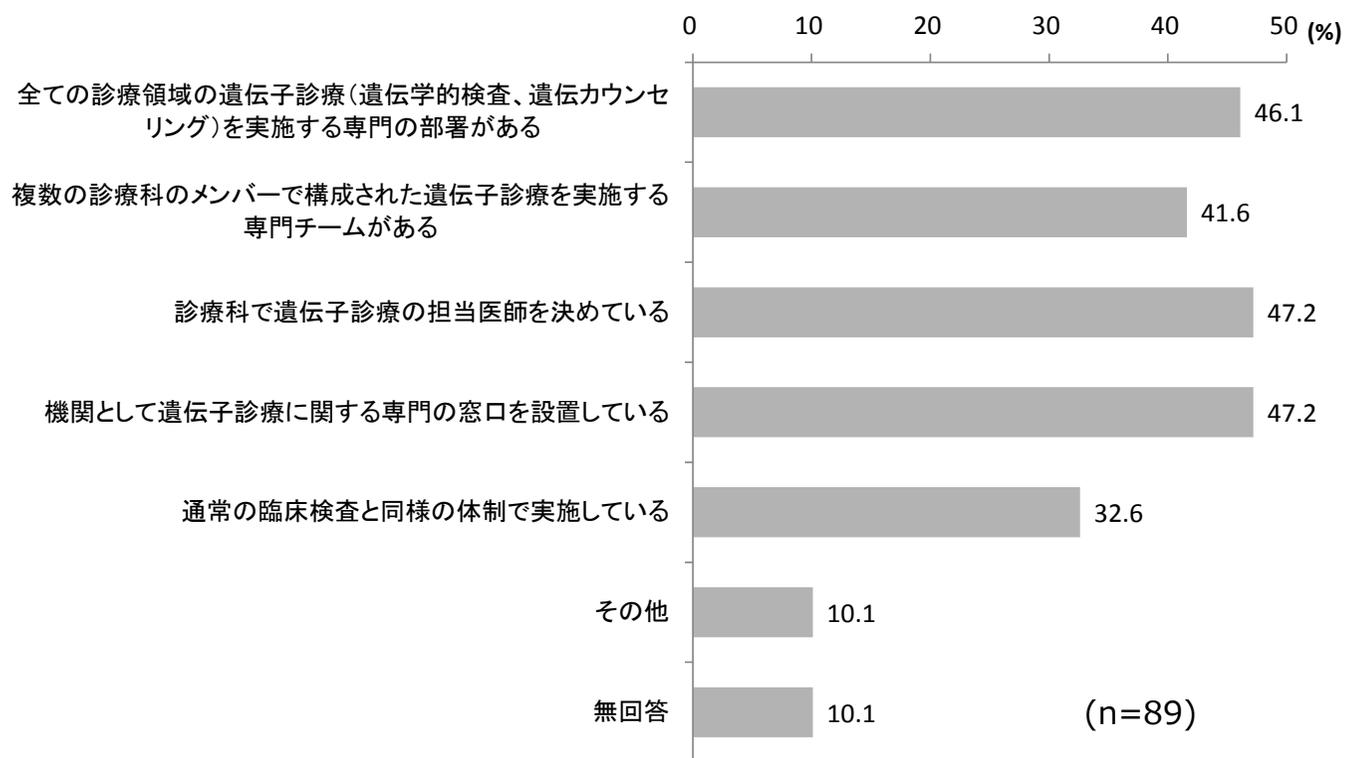
注) 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

4-1. 遺伝カウンセリングの実施体制

取扱注意

病院 | 半数近くの医療機関が遺伝子診療の専門の部署、専門チーム、担当医師、または専門の窓口を設置している。

図表6 遺伝カウンセリングの実施体制【病院】



注) 遺伝学的検査のうち「1. 単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査」「2. 先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査」および「3. 生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査」の実施体制について尋ねた設問である。2014年度の実績値に基づく。

注) 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

4-2. クライアントに直接対応する人員数（職名別）

取扱注意

病院 | 1施設あたりのクライアントに直接対応する人員は医師（兼任）が最も多くなっている。

- 1施設あたりのクライアントに直接対応する人員は医師が最も多く、平均7.7人である。

図表7 クライアントに直接対応する人員数（職名別）【病院】

職名	専従	兼任	非常勤
医師	4.6 人	7.7 人	1.9 人
うち、臨床遺伝専門医	1.2 人	3.2 人	1.3 人
認定遺伝カウンセラー	1.0 人	0.6 人	0.4 人
看護師	0.7 人	2.0 人	0.2 人
薬剤師	0.0 人	0.2 人	0.0 人
臨床検査技師	0.1 人	0.7 人	0.0 人
臨床心理士	0.1 人	0.6 人	0.1 人
胚培養士	0.2 人	0.1 人	0.0 人
技術補佐員	0.3 人	0.1 人	0.0 人
研究員	0.1 人	0.1 人	0.1 人
バイオインフォマティシャン	0.2 人	0.0 人	0.1 人
生物統計家	0.1 人	0.0 人	0.0 人
事務職	0.3 人	0.8 人	0.2 人
その他	0.0 人	0.1 人	0.0 人

注) 遺伝学的検査のうち「1. 単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査」「2. 先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査」および「3. 生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査」の実施体制について尋ねた設問である。2014年度の実績値に基づく。

注) 「認定遺伝カウンセラー」：日本遺伝カウンセリング学会と日本人類遺伝学会の2学会による認定資格であり、質の高い臨床遺伝医療を提供するために臨床遺伝専門医と連携し、遺伝に関する問題に悩むクライアントを援助するとともに、その権利を守る専門家。（出所：日本認定遺伝カウンセラー協会HP）

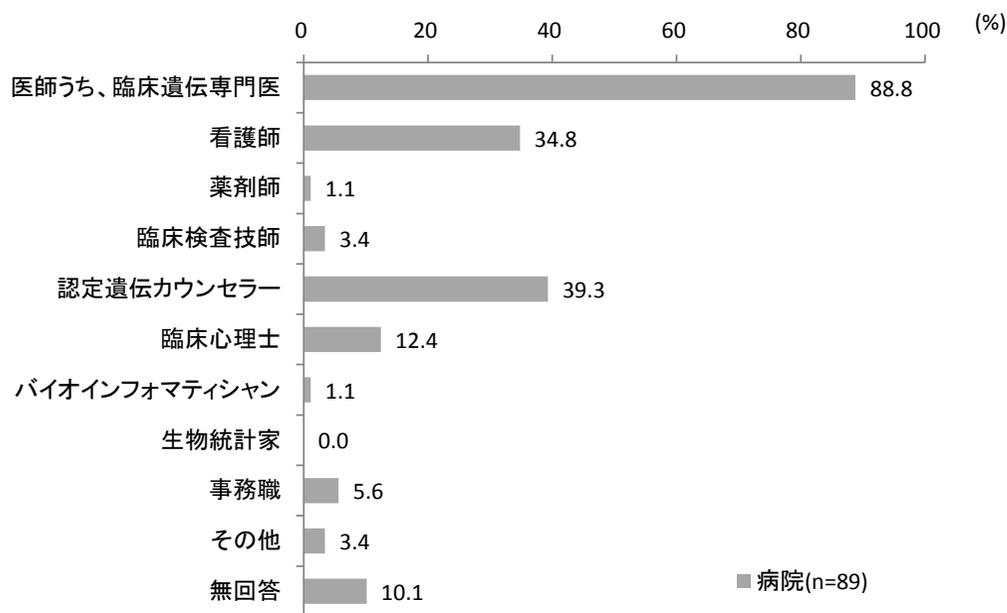
注) 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

4-3. 遺伝カウンセリングに直接参加している職種

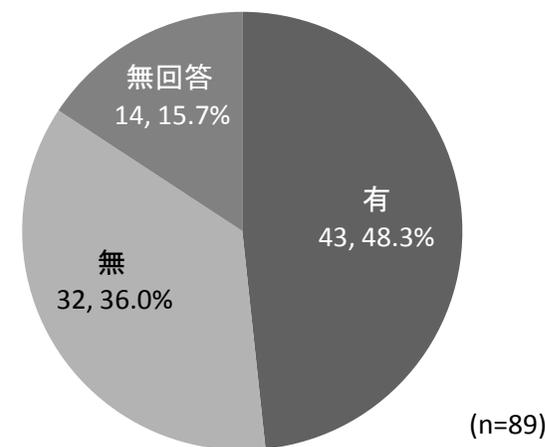
取扱注意

病院 | 1施設あたりでみた場合の遺伝カウンセリングに直接参加している職種は医師（うち臨床遺伝専門医）が最も多い。また、半数の施設において、検査の種類毎に遺伝カウンセリング体制は異なっている。

図表8 遺伝カウンセリングに直接参加している職種（職名）【病院】



図表9 検査の種類ごとの体制（異なる場合：有）【病院】



注) 遺伝学的検査のうち「1. 単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査」「2. 先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査」および「3. 生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査」の実施体制について尋ねた設問である。2014年度の実績値に基づく。

注) 「遺伝カウンセリング」：疾患の遺伝学的関与について、その医学的影響、心理学的影響および家族への影響を人々が理解し、それに適応していくことを助けるプロセス。このプロセスには1) 疾患の発生および再発の可能性を評価するための家族歴および病歴の解釈、2) 遺伝現象、検査、マネージメント、予防、資源および研究についての教育、3) インフォームド・チョイス（十分な情報を得た上での自律的選択）、およびリスクや状況への適応を促進するためのカウンセリングなどが含まれる。（出所：日本医学会「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」）

注) 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

4-4. 遺伝カウンセリング実施延べ件数、検査前遺伝カウンセリング実施クライアント数等

取扱注意

病院 | 遺伝カウンセリング実施延べ件数は出生前診断に関する染色体検査が最も多い。

図表10 遺伝カウンセリング実施延べ件数、検査前遺伝カウンセリング実施クライアント数等【病院】

	遺伝カウンセリング 実施延べ件数	検査前遺伝カウンセリング 実施クライアント数(上段) 検査辞退のクライアント数 (下段)	1施設 あたりの 平均値 (組数)
単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査(家族性腫瘍を除く)	2,777 件 (n=66)	1,822 組 (n=56)	32.54
うち、検査辞退のクライアント数		127 組 (n=50)	2.54
家族性腫瘍の診断に関する遺伝学的検査	1,881 件 (n=38)	776 組 (n=31)	25.03
うち、検査辞退のクライアント数		432 組 (n=31)	13.94
先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査(出生前診断を除く)	2,014 件 (n=54)	1,107 組 (n=43)	25.74
うち、検査辞退のクライアント数		130 組 (n=42)	3.10
出生前診断に関する染色体検査	6,274 件 (n=29)	4,770 組 (n=25)	190.80
うち、検査辞退のクライアント数		903 組 (n=22)	41.05
生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査	639 件 (n=24)	535 組 (n=23)	23.26
うち、検査辞退のクライアント数		16 組 (n=21)	0.76

注) 遺伝学的検査のうち「1. 単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査」「2. 先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査」および「3. 生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査」の実施体制について尋ねた設問である。また、2014年度の実績値に基づく。

注) クライアント数は、複数回来談した場合も1組とカウントしている。また、遺伝カウンセリングには保険で遺伝カウンセリング加算として実施したもの、自費診療として実施したもの、通常診療の一環として別料金を請求せずに行ったもののすべてを含む。

注) 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

4-5. 1クライアントあたりの遺伝カウンセリング総所要時間

取扱注意

病院 | 1クライアントあたりの遺伝カウンセリング総所要時間（中央値）は、検査前が結果返却時よりも長時間を要している。

図表11 1クライアントあたりの遺伝カウンセリング総所要時間（中央値）【病院】

検査前 (単位:分)			
	最小値	最大値	中央値
単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査(家族性腫瘍を除く) (n=59)	5	180	60
家族性腫瘍の診断に関する遺伝学的検査(n=35)	10	240	60
先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査(出生前診断を除く) (n=47)	10	120	60
出生前診断に関する染色体検査(n=26)	10	150	60
生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査(n=21)	15	90	45

結果返却時 (単位:分)			
	最小値	最大値	中央値
単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査(家族性腫瘍を除く) (n=61)	10	120	40
家族性腫瘍の診断に関する遺伝学的検査(n=34)	10	60	43
先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査(出生前診断を除く) (n=46)	15	90	30
出生前診断に関する染色体検査(n=26)	10	60	30
生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査(n=20)	15	130	30

注) 遺伝学的検査のうち「1. 単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査」「2. 先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査」および「3. 生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査」の実施体制について尋ねた設問である。2014年度の実績値に基づく。

注) クライアント数は、複数回来談した場合も1組とカウントしている。また、遺伝カウンセリングには保険で遺伝カウンセリング加算として実施したもの、自費診療として実施したもの、通常診療の一環として別料金を請求せずに行ったもののすべてを含む。

注) 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

4-6. 検査のインフォームドコンセントの取得をしたクライアント数、同意後に撤回をしたクライアント数

取扱注意

病院 | インフォームドコンセントの取得数は「単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査」「出生前診断に関する染色体検査」が多くなっている。撤回クライアント数は「生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査」を除き一定数みられる。

図表12 インフォームドコンセントの取得／撤回クライアント数【病院】

	インフォームドコンセントの 取得クライアント数(上段) 撤回クライアント数(下段)	1施設あたり の平均値
単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査(家族性腫瘍を除く)(n=59)	3,316 組	56.20
うち、撤回のクライアント数(n=59)	26 組	0.44
家族性腫瘍の診断に関する遺伝学的検査(n=33)	495 組	15.00
うち、撤回のクライアント数(n=32)	2 組	0.06
先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査(出生前診断を除く)(n=50)	2,203 組	44.06
うち、撤回のクライアント数(n=49)	5 組	0.10
出生前診断に関する染色体検査(n=25)	3,425 組	137.00
うち、撤回のクライアント数(n=26)	3 組	0.12
生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査(n=25)	1,044 組	41.76
うち、撤回のクライアント数(n=24)	0 組	0.00

注) 遺伝学的検査のうち「1. 単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査」「2. 先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査」および「3. 生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査」の実施体制について尋ねた設問である。2014年度の実績値に基づく。

注) クライアント数は、複数回来談した場合も1組とカウントしている。また、遺伝カウンセリングには保険で遺伝カウンセリング加算として実施したもの、自費診療として実施したもの、通常診療の一環として別料金を請求せずに行ったもののすべてを含む。

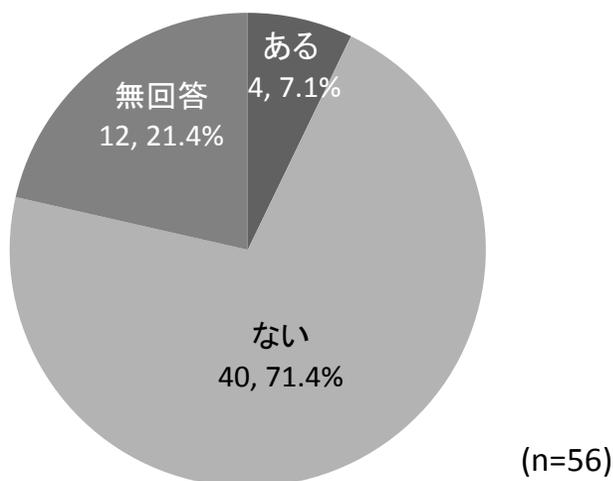
注) 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。

4-7. 偶発的所見等が発見された事例

取扱注意

病院 | 偶発的所見（または二次的所見）が発見された事例については7割が「ない」と回答している。

図表13 偶発的所見等が発見された事例の有無【病院】



図表14 偶発的所見等が発見された場合の告知例【病院】

偶発的所見の告知例を質問したところ、告知例があると回答した施設は4機関であった。告知事例がない機関も含め、偶発的所見の取扱い方針を定めているという回答例は以下の通りである。

偶発的所見等が発見された場合の告知例
・偶発的所見が見出されれば、解析スタッフ、臨床スタッフとで協議し、告知すべきか、その方法などを検討する(定例カンファレンスなどで)
・遺伝医療専門部門での総合的検討、必要に応じて、院内倫理委員会に結果開示をはかる
・検査前の説明・同意文書において、偶発的所見の開示の希望の有無についての意思確認を行っている。非開示希望の場合は、研究実施計画書において、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の第3の8の(4)の細則に準じた対応をとる

注) 遺伝学的検査のうち「1. 単一遺伝子疾患の診断に関する遺伝学的検査」「2. 先天異常・生殖障害等の診断に関する染色体検査」および「3. 生殖細胞系列の網羅的遺伝子解析検査」の実施体制について尋ねた設問である。2014年度の実績値に基づく。

注) クライアント数は、複数回来談した場合も1組とカウントしている。また、遺伝カウンセリングには保険で遺伝カウンセリング加算として実施したもの、自費診療として実施したもの、通常診療の一環として別料金を請求せずに行ったもののすべてを含む。

注) 本調査は集計中につき分析は途中段階であり、今後詳細な分析を実施する予定である。